

広島市条例第 32 号

令和 8 年 6 月 26 日

広島市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市附属機関設置条例の一部を改正する条例

広島市附属機関設置条例（昭和 28 年広島市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項中「中央公園（広島城区域）」の右に「並びに市長が告示して定める中央公園ファミリープール及びその周辺の区域」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。